

篠ヶ原山国有林森林整備事業（間伐（存置対象を含む））訂正公告

令和8年8月28日

分任支出負担行為担当官

広島森林管理署長 石原 敬史

令和8年8月26日付けで公告した篠ヶ原山国有林森林整備事業（間伐（存置対象を含む））の一般競争入札の公告内容について次のとおり訂正します。

入札説明書 11 ページ目に記載の評価点について、以下のとおり訂正します。

7 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価の基準

② 加算項目（加算点）の評価の内容

「賃上げの実施を表明した企業等」

訂正前： 7点

訂正後： 3点

労働福祉の状況	配置予定作業員の内、直接雇用者全員の退職金共済契約締結の事実の有無（別紙様式 9-2）。	1 点
働き方改革の取組	労働生産性の向上、現場従事者の技術向上、休暇日数の確保等の取組の有無（別紙様式 9-2）。	6 点
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の推進の事実の有無（別紙様式 9-2）。	1 点
安全対策 （過去 2 年間）	別表 1 の 3 に示す期間での休業 4 日以上労働災害の有無（民有林も含む。）、直近年度までの労働安全コンサルタントによる安全診断、リスクアセスメントの取組の有無（別紙様式 9-2）。	9 点
林業経営体登録の有無	「林業経営体に関する情報の登録・公表について」（平成 24 年 2 月 28 日付け 23 林政経第 312 号林野庁長官通知）に基づく認定の有無（別紙様式 9-2）。	1 点
生分解性潤滑油の使用の取組	チェーンソーを使用する場合、生分解性のチェーンソーオイルのみを使用の有無	1 点
不誠実な行為 （過去 2 年間）	別表 1 の 3 に示す期間での指名停止の処分又は文書による指導・注意を受けたことの有無（別紙様式 9-2）。	2 点
賃上げの実施を表明した企業等	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年度比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を 3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】	7 点
	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年度比で給与総額を 1. 5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】	

注 1) 国（他機関）とは、農林水産省以外の国、独立行政法人をいう。

注 2) 農林水産省とは、農林水産大臣、林野庁長官、森林管理局長、森林管理署長及び森林管理事務所長とする。

(2) 標準点

入札説明書に示された参加資格を満たしている場合に標準点を与える。

(3) 加算点

技術提案書の提案内容、実績等により加算点を与える。

(4) 賃上げ実施の確認について

本項目で加点を受けた契約相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙様式 19 又は別紙様式 19 の 2 の「従業員への賃金引上実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」（別紙 1）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙 2）の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙 1）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を決算月（別紙様式 18 に記載の事業年度の終了月）の末日から起算して 3 ヶ月以内に契約担当官等に提出すること。中小企業にあっては、上記の比較をすべき金額は、別紙 1 の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙 2）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を「人員」で除した金額により比較することとする。暦年単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を翌年の 3 月末までに契約担当官等に提出すること。中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、（別紙 2）の「支払金額」とする。

ただし、上記書類の提出期限に係る例外として、次の取扱いも可能とする。

- ・法人事業概況説明書の提出期限が延長された場合は、その提出期限

労働福祉の状況	配置予定作業員の内、直接雇用者全員の退職金共済契約締結の事実の有無（別紙様式 9-2）。	1 点
働き方改革の取組	労働生産性の向上、現場従事者の技術向上、休暇日数の確保等の取組の有無（別紙様式 9-2）。	6 点
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の推進の事実の有無（別紙様式 9-2）。	1 点
安全対策 （過去 2 年間）	別表 1 の 3 に示す期間での休業 4 日以上労働災害の有無（民有林も含む。）、直近年度までの労働安全コンサルタントによる安全診断、リスクアセスメントの取組の有無（別紙様式 9-2）。	9 点
林業経営体登録の有無	「林業経営体に関する情報の登録・公表について」（平成 24 年 2 月 28 日付け 23 林政経第 312 号林野庁長官通知）に基づく認定の有無（別紙様式 9-2）。	1 点
生分解性潤滑油の使用の取組	チェーンソーを使用する場合、生分解性のチェーンソーオイルのみを使用の有無	1 点
不誠実な行為 （過去 2 年間）	別表 1 の 3 に示す期間での指名停止の処分又は文書による指導・注意を受けたことの有無（別紙様式 9-2）。	2 点
賃上げの実施を表明した企業等	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年度比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を 3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】	3 点
	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年度比で給与総額を 1. 5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】	

注 1) 国（他機関）とは、農林水産省以外の国、独立行政法人をいう。

注 2) 農林水産省とは、農林水産大臣、林野庁長官、森林管理局長、森林管理署長及び森林管理事務所長とする。

(2) 標準点

入札説明書に示された参加資格を満たしている場合に標準点を与える。

(3) 加算点

技術提案書の提案内容、実績等により加算点を与える。

(4) 賃上げ実施の確認について

本項目で加点を受けた契約相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙様式 19 又は別紙様式 19 の 2 の「従業員への賃金引上実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」（別紙 1）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙 2）の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙 1）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を決算月（別紙様式 18 に記載の事業年度の終了月）の末日から起算して 3 ヶ月以内に契約担当官等に提出すること。中小企業にあっては、上記の比較をすべき金額は、別紙 1 の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙 2）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を「人員」で除した金額により比較することとする。暦年単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を翌年の 3 月末までに契約担当官等に提出すること。中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、（別紙 2）の「支払金額」とする。

ただし、上記書類の提出期限に係る例外として、次の取扱いも可能とする。

- ・法人事業概況説明書の提出期限が延長された場合は、その提出期限